**平成２３年（フ）第２６号**
茨城県神栖市知手3061番地46　コーポ・ミネルバ21―101
債務者　今井　正明
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２３年（フ）第２５号**
長野県上伊那郡辰野町大字平出1771番地３
債務者　丸山　陽一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２３年（フ）第２９号**
長野県伊那市狐島4093番地１　メゾン栄Ｆ号
債務者　山本　義明
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２３年（フ）第３１号**
長野県駒ヶ根市赤穂4118番地
債務者　岩崎　明政
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２３年（フ）第３２号**
長野県伊那市西箕輪6987番地
債務者　白澤とよ子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２３年（フ）第３４号**
長野県伊那市狐島4211番地１
債務者　伊藤　千伯
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２３年（フ）第１５４号**
兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―303号
債務者　竹村　智江
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第１５５号**
兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―303号
債務者　竹村　小濱
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第３７号**
奈良県天理市丹波市町260番地８
債務者　木本　　諭
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第７号**
広島県福山市南松永町１丁目27番８号　ＭＹハウス本多106、旧住所広島県福山市南松永町２丁目８番１号
債務者　森實　清美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第７２号**
広島県福山市新市町大字戸手668番地、旧住所広島県福山市新市町大字相方622番地
債務者　吉岡ゆき子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第７３号**
広島県福山市西深津町３丁目２番42―403号
債務者　渡邊　雅文
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第７６号**
広島県福山市木之庄町１丁目13番37－８号、住民票上の住所広島県福山市入船町１丁目３番28号
債務者　小柳　尚美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第８２号**
広島県福山市神村町5982番地５　２―204、旧住所広島県福山市神村町3710番地　シャングリラM203
債務者　西花　伸一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第８３号**
広島県福山市神村町5982番地５　２―204、旧住所広島県福山市神村町3710番地　シャングリラM203
債務者　西花　友美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第９１号**
広島県尾道市美ノ郷町猪子迫176番地、住民票上の住所広島県尾道市美ノ郷町猪子迫167番地
債務者　藤井　昭申
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第５４２号**
徳島県板野郡北島町高房字東川田11番地８
債務者　鈴江　磯子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
徳島地方裁判所民事部